

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	二種(平成31年1月3日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙運発第2号、丙交企発第2号
丙交指発第2号
平成30年1月4日
警察庁交通局長

道路交通法施行令の一部を改正する政令について(通達)
道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第1号。以下「改正令」という。)が本日公布され、本年4月1日から施行されることとなった。
改正令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、各位にあっては、対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 外国運転免許証制度に関する規定の整備

(1) 趣旨

道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるもの(以下「政令国」という。)が発給した運転免許証で日本語による翻訳文が添付されたものを所持する者については、本邦に上陸した日から起算して1年間、当該運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができることとされている(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第107条の2)。

この度、エストニア共和国の運転免許の制度について、同国の要請に基づき調査を実施したところ、我が国と同等の水準にあると認められたことから、同国を政令国に加えることとした。

(2) 内容

政令国として、エストニア共和国を加える(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。)第39条の4関係)。

(3) 留意事項

エストニア共和国の運転免許証の取扱いにつき、交通指導取締り等の現場における対応に誤りがないよう、警察職員に対する教養を徹底すること。

また、外国運転免許証制度は、主に外国人観光客等の短期滞在者を対象とした制度であることを踏まえ、各都道府県のレンタカー協会等を通じるなどして、レンタカー事業者に対して制度の概要並びにエストニア共和国の運転免許証及びこれに添付する日本語による翻訳文の様式の周知徹底を図るとともに、自動車等を

貸し出す際の適切な運転免許証及び翻訳文の確認や、外国人運転者に対する我が国の交通ルールの周知について、協力を求めること。

なお、今後、警察庁から一般社団法人レンタカー協会に対し、今般の改正に係る周知依頼文を発出することを予定している。

2 運転免許等に関する手数料の標準に関する規定の整備

(1) 趣旨

地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）においては、「法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこと」とされている。

運転免許等に関する手数料については、その標準が施行令において規定されているところ、前回の改定（平成27年4月）から3年が経過することを踏まえ、その金額について、所要の見直しを行うこととした。

(2) 内容

運転免許等に関する手数料の標準を別紙のとおり改める（施行令第43条関係）。

(3) 留意事項

運転免許等に関する手数料の徴収については、法で定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされていることから、各都道府県警察にあつては、当該条例の改正作業を進めること。

また、運転免許に関する事務や講習の一部については、都道府県公安委員会から委託を受けた指定自動車教習所等により行われているところ、その委託費については、今回の運転免許等に関する手数料の標準の見直しを踏まえ、受託者が効果的な業務の推進を行うだけの十分な委託費が予算上確保されるよう努めること。

3 施行期日等

(1) 改正令は、本年4月1日から施行することとした。

(2) 改正令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によることとした。

(3) 改正令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

(添付資料)

- 運転免許等に関する手数料の標準（別紙）
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第1号）の官報の写し（別添1）
- 新旧対照条文（別添2）

運転免許等に関する手数料の標準

1 令第43条第1項関係

(単位:円)

手数料の種類別	区分	改正前			改正後			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	650 (3,100)	3,750 (3,950)	4,400 (7,050)	650 (2,950)	3,450 (3,650)	4,100 (6,600)	-300 (-450)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	550	1,050	1,600	500	1,050	1,550	-50
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	550	1,350	1,900	500	1,400	1,900	+0
	普通自動車免許に係る試験	650 (1,350)	1,550 (1,750)	2,200 (3,100)	650 (1,250)	1,900 (2,100)	2,550 (3,350)	+350 (+250)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	500	1,250	1,750	500	1,250	1,750	+0
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,350	1,850	500	1,400	1,900	+50
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	650 (2,050)	2,300 (2,450)	2,950 (4,500)	650 (1,950)	1,950 (2,100)	2,600 (4,050)	-350 (-450)
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	550	1,200	1,750	500	1,250	1,750	+0
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	550	1,350	1,900	500	1,400	1,900	+0
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	500	1,000	1,500	500	1,000	1,500	+0
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,350	1,850	500	1,400	1,900	+50
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	650 (3,550)	3,900 (4,100)	4,550 (7,650)	650 (3,300)	4,150 (4,350)	4,800 (7,650)	+250 (+0)
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	550	1,200	1,750	500	1,200	1,700	-50
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	550	1,350	1,900	500	1,400	1,900	+0
仮運転免許に係る試験	650 (2,050)	2,200 (2,350)	2,850 (4,400)	650 (1,950)	2,250 (2,400)	2,900 (4,350)	+50 (-50)	
指定自動車教習所修了者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,200	1,700	500	1,200	1,700	+0	
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効してから6月を超え1年以内の者 (法第97条の2第1項第4号関係)	500	1,050	1,550	500	1,050	1,550	+0	
検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	350 (2,800)	3,700 (3,900)	4,050 (6,700)	300 (2,600)	3,600 (3,800)	3,900 (6,400)	-150 (-300)
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	350 (1,050)	3,500 (3,700)	3,850 (4,750)	300 (900)	3,450 (3,650)	3,750 (4,550)	-100 (-200)
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	650 (3,100)	1,350 (1,550)	2,000 (4,650)	600 (2,900)	1,300 (1,500)	1,900 (4,400)	-100 (-250)
	普通自動車免許に係る再試験	650 (1,350)	1,300 (1,500)	1,950 (2,850)	600 (1,200)	1,150 (1,350)	1,750 (2,550)	-200 (-300)
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	650 (2,050)	1,100 (1,250)	1,750 (3,300)	600 (1,900)	1,050 (1,200)	1,650 (3,100)	-100 (-200)
	原動機付自転車免許に係る再試験	500	550	1,050	450	550	1,000	-50

免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,150	900	2,050	1,150	900	2,050	+0
	1つの種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、その種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (法第92条第1項後段関係)	0	200	200	0	200	200	+0
	仮運転免許に係る免許証	400	700	1,100	400	750	1,150	+50
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,150	2,350	3,500	1,150	2,350	3,500	+0
	仮運転免許に係る免許証	400	700	1,100	400	750	1,150	+50
免許証更新手数料	免許証の更新(下欄の場合を除く。)	1,300	1,200	2,500	1,300	1,200	2,500	+0
	免許証の更新(住所地公安委員会以外の公安委員会を経由して免許証の更新の申請を行う場合) (法第101条の2の2関係)	1,250	1,250	2,500	1,250	1,300	2,550	+50
経由手数料	住所地公安委員会以外の公安委員会に対して行う免許証の更新の申請	200	350	550	200	350	550	+0
認知機能検査手数料		250	400	650	300	450	750	+100
審査手数料	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除のために受ける公安委員会の審査	700 (2,100)	750 (900)	1,450 (3,000)	700 (2,000)	700 (850)	1,400 (2,850)	-50 (-150)
技能検定員資格者証交付手数料		200	900	1,100	200	950	1,150	+50
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,200	19,900	23,100	2,950	20,450	23,400	+300
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,200	18,450	19,650	1,100	18,400	19,500	-150
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,300	13,200	14,500	1,200	13,500	14,700	+200
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	3,500	18,200	21,700	3,150	18,350	21,500	-200
教習指導員資格者証交付手数料		200	900	1,100	200	950	1,150	+50
教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	2,950	11,650	14,600	2,700	11,850	14,550	-50
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,100	10,700	11,800	1,000	10,850	11,850	+50
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250	8,150	9,400	1,200	8,450	9,650	+250
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	3,400	9,350	12,750	3,050	9,400	12,450	-300
国外運転免許証交付手数料		950	1,450	2,400	900	1,450	2,350	-50
安全運転管理者等講習(法第108条の2第1項第1号関係)		450	300	750	450	300	750	+0
	※							
	取消処分者講習(法第108条の2第1項第2号関係)	1,050	1,300	2,350	1,050	1,300	2,350	+0
	※							
	停止処分者講習(法第108条の2第1項第3号関係)	700	1,400	2,100	700	1,250	1,950	-150
	※							
大型自動車等講習(法第108条の2第1項第4号関係)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者)に係る講習	2,100	2,000	4,100	2,450	2,000	4,450	+350
	※							
	準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者を除く。)に係る講習	1,750	1,650	3,400	1,850	1,650	3,500	+100
※								
普通自動車免許に係る講習	1,150	1,300	2,450	1,450	1,350	2,800	+350	
※								

講習手数料	大型自動二輪車等講習 (法第108条の2第1項第5号関係)	大型自動二輪車免許に係る講習 ※	2,800	1,300	4,100	2,800	1,350	4,150	+50
		普通自動二輪車免許に係る講習 ※	2,700	1,300	4,000	2,650	1,350	4,000	+0
	原付講習(法第108条の2第1項第6号関係) ※		400	1,000	1,400	500	1,000	1,500	+100
	旅客自動車講習(法第108条の2第1項第7号関係) ※		1,550	1,550	3,100	1,550	1,550	3,100	+0
	応急救護処置講習(法第108条の2第1項第8号関係) ※		900	400	1,300	1,000	400	1,400	+100
	指定自動車教習所職員講習(法第108条の2第1項第9号関係) ※		450	200	650	450	300	750	+100
	初心運転者講習 (法第108条の2第1項第10号関係)	準中型自動車免許に係る講習 ※	600	1,550	2,150	600	1,550	2,150	+0
		普通自動車免許に係る講習 ※	500	1,550	2,050	500	1,550	2,050	+0
		大型自動二輪車免許に係る講習 ※	1,150	1,550	2,700	1,150	1,550	2,700	+0
		普通自動二輪車免許に係る講習 ※	1,000	1,550	2,550	1,000	1,550	2,550	+0
		原動機付自転車免許に係る講習 ※	850	1,550	2,400	850	1,600	2,450	+50
	更新時講習 (法第108条の2第1項第11号関係)	優良運転者に対する講習	200	300	500	200	300	500	+0
		一般運転者に対する講習	300	500	800	300	500	800	+0
		違反運転者等に対する講習(国家公安委員会規則で定める講習を除く。)	600	750	1,350	600	750	1,350	+0
		違反運転者等に対する講習(国家公安委員会規則で定める講習)	300	500	800	300	500	800	+0
	高齢者講習(70歳以上75歳未満の者に対するもの。) (法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	1,650	3,000	4,650	1,650	3,450	5,100	+450
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	550	1,450	2,000	550	1,700	2,250	+250
	高齢者講習(75歳以上の者に対するもの。) (法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者(認知機能検査の結果が第3分類の者)に対する講習	1,650	3,000	4,650	1,650	3,450	5,100	+450
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)に対する講習	1,900	5,650	7,550	1,850	6,100	7,950	+400
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)	1,450	4,200	5,650	1,400	4,400	5,800	+150
小型特殊自動車免許のみを受けている者(認知機能検査の結果が第3分類の者)に対する講習		550	1,450	2,000	550	1,700	2,250	+250	
小型特殊自動車免許のみを受けている者(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)に対する講習		850	3,450	4,300	750	3,700	4,450	+150	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)		400	2,000	2,400	350	2,000	2,350	-50	
違反者講習 (法第108条の2第1項第13号関係)	下欄以外の講習	5,550	7,650	13,200	4,800	7,700	12,500	-700	
	運転者の資質の向上に資する活動を含む講習	3,600	5,450	9,050	3,550	5,500	9,050	+0	
自転車運転者講習 (法第108条の2第1項第14号関係) ※		450	1,450	1,900	550	1,450	2,000	+100	
通知手数料	初心運転者講習又は違反者講習を受けようとする者に対する通知		850	50	900	850	50	900	+0

備考1 ()内の金額は、公安委員会が提供する自動車を使用して技能試験等を受ける場合の金額である。

備考2 ※印がある講習は、講習1時間当たりの金額を示している。

2 令第43条第2項関係(技能検定員審査手数料の減する額)

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	350	3,650	4,000	300	3,700	4,000	+0
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	350	6,350	6,700	300	6,400	6,700	+0
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,450	2,450	0	2,500	2,500	+50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,450	2,450	0	2,500	2,500	+50
5 技能検定の実施に関する知識	0	2,000	2,000	0	2,350	2,350	+350
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	1,750	1,750	0	1,800	1,800	+50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	2,950	10,200	13,150	2,750	10,300	13,050	-100
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	5,450	5,450	0	5,500	5,500	+50

(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	150	3,450	3,600	100	3,450	3,550	-50
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	150	5,950	6,100	100	6,000	6,100	+0
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
5 技能検定の実施に関する知識	0	1,950	1,950	0	1,900	1,900	-50
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,100	2,100	0	2,050	2,050	-50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	950	9,600	10,550	900	9,650	10,550	+0
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,250	4,250	0	4,300	4,300	+50

(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	100	1,200	1,300	50	1,200	1,250	-50
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	100	2,000	2,100	50	2,050	2,100	+0
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
5 技能検定の実施に関する知識	0	2,500	2,500	0	2,650	2,650	+150
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,550	2,550	0	2,550	2,550	+0
7 1及び2のいずれをも免除される場合	1,050	3,400	4,450	1,000	3,450	4,450	+0
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,250	4,250	0	4,300	4,300	+50

(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	200	4,050	4,250	150	4,100	4,250	+0
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	200	7,200	7,400	150	7,250	7,400	+0
3 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	3,700	3,700	0	3,700	3,700	+0
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,550	2,550	+0
5 1及び2のいずれをも免除される者である場合	3,300	11,450	14,750	3,000	11,550	14,550	-200

3 令第43条第3項関係(教習指導員審査手数料の減ずる額)

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	350	3,650	4,000	300	3,700	4,000	+0
2 技能教習に必要な教習の技能	50	1,300	1,350	50	1,350	1,400	+50
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,300	1,300	+50
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,550	1,550	0	1,600	1,600	+50
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,550	1,550	0	1,600	1,600	+50
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,400	1,400	0	1,500	1,500	+100
7 1及び2のいずれをも免除される場合	2,700	5,150	7,850	2,550	5,250	7,800	-50
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	3,350	3,350	0	3,350	3,350	+0

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	150	3,450	3,600	100	3,450	3,550	-50
2 技能教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,300	1,300	+50
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,200	1,200	0	1,250	1,250	+50
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
7 1及び2のいずれをも免除される場合	850	4,900	5,750	800	4,950	5,750	+0
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,800	2,800	0	2,850	2,850	+50

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	100	1,200	1,300	50	1,200	1,250	-50
2 技能教習に必要な教習の技能	50	1,250	1,300	50	1,300	1,350	+50
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,100	1,100	0	1,250	1,250	+150
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,200	1,200	0	1,250	1,250	+50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	1,050	2,650	3,700	1,000	2,700	3,700	+0
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,700	2,700	0	2,750	2,750	+50

(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	200	4,050	4,250	150	4,100	4,250	+0
2 技能教習に必要な教習の技能	50	2,000	2,050	50	2,000	2,050	+0
3 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,550	2,550	+0
4 1及び2のいずれをも免除される者である場合	3,150	6,300	9,450	2,850	6,300	9,150	-300

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百七条の二、第百十二条第一項及び第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第三十九条の四中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 エストニア共和国
第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

普通自動車免許に係る試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	五百円	法第九十七号の二第一項に該当する場合	五百円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	五百円
	法第九十七号の二第二項に該当する場合	五百円	法第九十七号の二第二項に該当する場合	五百円	法第九十七号の二第二項に該当する場合	法第九十七号の二第二項に該当する場合	五百円
普通自動車免許に係る試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	千四百円	法第九十七号の二第一項に該当する場合	千四百円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	千五百円
	法第九十七号の二第二項に該当する場合	千二百五十円	法第九十七号の二第二項に該当する場合	千二百五十円	法第九十七号の二第二項に該当する場合	法第九十七号の二第二項に該当する場合	千五百円

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	五百円	法第九十七号の二第一項に該当する場合	五百円	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	五百円	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、普通自動車免許、普通自動車免許）を引換する試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	五百円
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七号の二第二項に該当する場合	五百円	法第九十七号の二第二項に該当する場合	五百円	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七号の二第二項に該当する場合	五百円	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、普通自動車免許、普通自動車免許）を引換する試験	法第九十七号の二第二項に該当する場合	五百円
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	千四百円	法第九十七号の二第一項に該当する場合	千四百円	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	千四百円	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、普通自動車免許、普通自動車免許）を引換する試験	法第九十七号の二第一項に該当する場合	千四百円
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七号の二第二項に該当する場合	千二百五十円	法第九十七号の二第二項に該当する場合	千二百五十円	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七号の二第二項に該当する場合	千二百五十円	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、普通自動車免許、普通自動車免許）を引換する試験	法第九十七号の二第二項に該当する場合	千二百五十円

原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	再試験手数料	仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二の適用を受ける場合	法第九十七条の二の適用を受ける場合	法第九十七条の二の適用を受ける場合	法第九十七条の二の適用を受ける場合
				五百円	五百円	五百円	五百円	五百円
四百五十円	六百円(法第百条の二第二項に規定する普通自動二輪車又は大型自動二輪車の運転に必要な技能を公安委員会が提供する場合は、千九百円)	六百円(法第百条の二第二項に規定する普通自動二輪車の運転に必要な技能を公安委員会が提供する場合は、千九百円)	六百円(法第百条の二第二項に規定する普通自動二輪車の運転に必要な技能を公安委員会が提供する場合は、千九百円)	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円
五百五十円	千五百円(法第百条の二第二項に規定する普通自動二輪車の運転に必要な技能を公安委員会が提供する場合は、千二百円)	千五百円(法第百条の二第二項に規定する普通自動二輪車の運転に必要な技能を公安委員会が提供する場合は、千二百円)	千三百円(法第百条の二第二項に規定する普通自動二輪車の運転に必要な技能を公安委員会が提供する場合は、千五百円)	千五百円	千五百円	千五百円	千五百円	千五百円

第四十三条第一項の表検査手数料の項中「三百五十円」を「三百円」に、「二千八百円」を「二千六百円」に、「三千七百円」を「三千六百円」に、「三千九百円」を「三千八百円」に、「千五百円」を「九百円」に、「三千五百円」を「三千四百五十円」に、「三千七百円」を「三千六百五十円」に改め、同表再試験手数料の項を次のように改める。

免許証更新手数料	免許証の更新(法第百一条の二の二第二項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	千三百円	千三百円
	免許証の更新(法第百一条の二の二第二項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	千二百五十円	千三百円
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)	二千九百五十円	二千四百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千二百円	一千八百四十円
講習手数料	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	四百五十円	講習一時間について三百円
	法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習	千五百円	講習一時間について千三百円
講習手数料	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	七百円	講習一時間について千二百五十円
	法第百八条の二第二項に掲げる講習	二千四百五十円	講習一時間について二千円

第四十三条第一項の表免許証交付手数料の項及び免許証再交付手数料の項中「七百円」を「七百五十円」に改め、同表免許証更新手数料の項を次のように改める。

第四十三条第一項の表認知機能検査手数料の項中「二百五十円」を「三百円」に、「四百円」を「四百五十円」に改め、同表審査手数料の項中「二千円」を「二千五百円」に、「七百五十円」を「七百円」に、「九百円」を「八百五十円」に改め、同表技能検定員資格者証交付手数料の項中「九百円」を「九百五十円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項を次のように改める。

第四十三条第一項の表教習指導員資格者証交付手数料の項中「九百円」を「九百五十円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「二千九百五十円」を「二千七百円」に、「一万千六百五十円」を「一万千八百五十円」に、「千円」を「千二百円」に、「一万七千五百円」を「一万八千五百五十円」に、「九千三百五十円」を「九千四百五十円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「九百五十円」を「九百円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許(準中型自動車免許)に係る講習(準中型自動車免許に係る講習)を受けるものに限る。

第四十三条第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能 二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	三百円	三千七百元
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	三千四百五十円
第四十三条第二項の表三の項及び四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「二千五百円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千五百円」を「二千五百円」に改め、同表の備考一中「二千二百五十円」を「二千五百五十円」に、「六百五十円」を「七百円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「二千九百円」を「二千七百円」に改め、同表の備考二中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同条第三項の表一の項を次のように改める。	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	三百円	三千七百元
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百円	三千四百五十円

法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	小型特殊自動車免許のみに受ける講習(法第百一条の七第四項の規定による認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	三百五十円	二千円
法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	四千八百円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、三千五百五十円)	七百七十円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、五千五百円)	講習一時間について 講習一時間について

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	二千二百円
大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	百五十円	四千四百円

- 第四十三条第三項の表二の項中「千三百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千九百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表の備考一中「二千三百円」を「二千二百円」に、「二千九百円」を「二千六百五十円」に、「二百五十円」を「二百円」に改め、同表の備考二中「二百五十円」を「百五十円」に、「百円」を「百五十円」に改める。
- 附 則
 (施行期日)
 1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
 3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前																																					
<p>（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域） 第三十九条の四 法第七七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 エストニア共和国 二 〇八（略）</p> <p>（法第十二条第一項の政令で定める区分及び額） 第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。</p>																																							
<table border="1"> <tr> <td>手数料の種類</td> <td>区分</td> <td>物件費及び施設費に対応する額</td> <td>人件費に対応する額</td> </tr> <tr> <td>運転免許</td> <td>大型自動</td> <td>五百円</td> <td>千五十円</td> </tr> <tr> <td>試験手数料</td> <td>車免許、 中型自動</td> <td>法第九 十七条</td> <td></td> </tr> </table>	手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	運転免許	大型自動	五百円	千五十円	試験手数料	車免許、 中型自動	法第九 十七条		<table border="1"> <tr> <td>手数料の種類</td> <td>区分</td> <td>物件費及び施設費に対応する額</td> <td>人件費に対応する額</td> </tr> <tr> <td>運転免許</td> <td>大型自動</td> <td>五百五十円</td> <td>千五十円</td> </tr> <tr> <td>試験手数料</td> <td>車免許、 中型自動</td> <td>法第九 十七条</td> <td></td> </tr> </table>	手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	運転免許	大型自動	五百五十円	千五十円	試験手数料	車免許、 中型自動	法第九 十七条		<p>（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域） 第三十九条の四 法第七七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（新設） 一 〇七（略）</p> <p>（法第十二条第一項の政令で定める区分及び額） 第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>手数料の種類</td> <td>区分</td> <td>物件費及び施設費に対応する額</td> <td>人件費に対応する額</td> </tr> <tr> <td>運転免許</td> <td>大型自動</td> <td>五百五十円</td> <td>千五十円</td> </tr> <tr> <td>試験手数料</td> <td>車免許、 中型自動</td> <td>法第九 十七条</td> <td></td> </tr> </table>	手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	運転免許	大型自動	五百五十円	千五十円	試験手数料	車免許、 中型自動	法第九 十七条	
手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額																																				
運転免許	大型自動	五百円	千五十円																																				
試験手数料	車免許、 中型自動	法第九 十七条																																					
手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額																																				
運転免許	大型自動	五百五十円	千五十円																																				
試験手数料	車免許、 中型自動	法第九 十七条																																					
手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額																																				
運転免許	大型自動	五百五十円	千五十円																																				
試験手数料	車免許、 中型自動	法第九 十七条																																					

法第九	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第五	三号又	一項第	の二第	十七条	法第九	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第二	許に係る	自動車免	は準中型	車免許又
六百五十円（法第九）												五百円													一項第
三千四百五十円（）												千四百円													

法第九	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第五	三号又	一項第	の二第	十七条	法第九	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第二	許に係る	自動車免	は準中型	車免許又
六百五十円（法第九）												五百五十円													一項第
三千七百五十円（）												千三百五十円													

		普通自動車免許に係る試験																						
の二第	法第九十七條	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第二	一號又	一項第	の二第	法第九十七條	普通自動車免許に係る試験	の二第	法第九十七條	一項第	規定の	適用を	受ける	場合	の二第	法第九十七條	
	五百円												五百円		九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千九百五十円)									
	千四百円												千二百五十円		法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千六百五十円)									

		普通自動車免許に係る試験																						
の二第	法第九十七條	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第二	一號又	一項第	の二第	法第九十七條	普通自動車免許に係る試験	の二第	法第九十七條	一項第	規定の	適用を	受ける	場合	の二第	法第九十七條	
	五百円												五百円		九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三百円)									
	千三百五十円												千二百五十円		法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千九百五十円)									

車免許、 特殊自動 許(大型 種運転免 特定第一	法第九 十七條	の二第 十七條	一項第 二號に	一項第 三號又 は第五 號に該 当して 同項の 規定の 適用を 受ける 場合	法第九 十七條	の二第 十七條	一項の 規定の 適用を 受ける 場合	法第九 十七條	の二第 十七條	一項の 規定の 適用を 受ける 場合
特定第一 法第九 十七條	五百円				六百五十円(法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、千二百五十円)					
特定第一 法第九 十七條	千二百五十円				千九百円(法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、二千二百五十円)					

車免許、 特殊自動 許(大型 種運転免 特定第一	法第九 十七條	の二第 十七條	一項第 二號に	一項第 三號又 は第五 號に該 当して 同項の 規定の 適用を 受ける 場合	法第九 十七條	の二第 十七條	一項の 規定の 適用を 受ける 場合	法第九 十七條	の二第 十七條	一項の 規定の 適用を 受ける 場合
特定第一 法第九 十七條	五百五十円				六百五十円(法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、千三百五十円)					
特定第一 法第九 十七條	千二百円				千五百五十円(法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、千七百五十円)					

大型自動 二輪車免 許、普通 自動二輪 車免許又 は牽引免 許をいう 。以下同 じ。）又 は大型特 殊自動車 第二種免 許若しく は牽引第 二種免許 に係る試 験	該当し て同項 の規定 の適用 を受け る場合	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の を公安 委員会 が提	六百五十 円（法第 九十七條 第一項第 二号に掲 げる事項 について 行う試験	千九百五十 円（法第 九十七條 第一項 第二号に掲 げる事 項について 行う試験 を公安委員 会が提
法第九十七條の二第	規定の	を公安委員会が提	六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験	千九百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提

大型自動 二輪車免 許、普通 自動二輪 車免許又 は牽引免 許をいう 。以下同 じ。）又 は大型特 殊自動車 第二種免 許若しく は牽引第 二種免許 に係る試 験	該当し て同項 の規定 の適用 を受け る場合	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の を公安 委員会 が提	六百五十 円（法第 九十七條 第一項第 二号に掲 げる事項 について 行う試験	千三百五十 円（法第 九十七條 第一項第 二号に掲 げる事 項について 行う試験 を公安委員 会が提
法第九十七條の二第	規定の	を公安委員会が提	六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験	千三百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提

		第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験																					
第一項の	第二項の	法第九十七條	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第五	三号又	一項第	の二第	十七條	法第九十七條	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	二号に	
について行う試験	二号に掲げる事項	九十七條第一項第													五百円								
項について行う試験	二号に掲げる事項	九十七條第一項第													千四百円								

		第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験																					
第一項の	第二項の	法第九十七條	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第五	三号又	一項第	の二第	十七條	法第九十七條	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	二号に	
について行う試験	二号に掲げる事項	九十七條第一項第													五百五十円								
について行う試験	二号に掲げる事項	九十七條第一項第													千三百五十円								

検査手数料	の適用 を受け る場合	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合）	二千二百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合）	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九條第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	普通自動車仮運転免許を受けている

検査手数料	の適用 を受け る場合	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合）	二千二百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合）	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九條第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	普通自動車仮運転免許を受けている

再試験手数料	者に対する検査	再試験手数料	者に対する検査
再試験手数料 に係る再試験	者に対する検査 車を使用して受ける場合にあつては、 <u>九百円</u>	準中型自動車免許に係る再試験 六百円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>二千九百円</u> ）	準中型自動車免許に係る再試験 六百円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>二千九百円</u> ）
再試験手数料	者に対する検査 自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>三千六百五十円</u>	普通自動車免許に係る再試験 六百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>二千九百円</u> ）	普通自動車免許に係る再試験 六百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>二千九百円</u> ）

再試験手数料	者に対する検査	再試験手数料	者に対する検査
再試験手数料 に係る再試験	者に対する検査 自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>千五百円</u>	準中型自動車免許に係る再試験 六百五十円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>三千百円</u> ）	準中型自動車免許に係る再試験 六百五十円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>三千百円</u> ）
再試験手数料	者に対する検査 自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>三千七百円</u>	普通自動車免許に係る再試験 六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>三千百円</u> ）	普通自動車免許に係る再試験 六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>三千百円</u> ）

員審査手	技能検定	技能検定 員資格者 証交付手 数料	料	料	料	認 知 機 能 検 査 手 数	認 知 機 能 検 査 手 数	(略)	第一項の規定によ	
									申請をする場合を 除く。)	第一項の規定によ り免許証の更新の 申請をする場合を 除く。)
中型自動車免許又	大型自動車免許、 中型自動車免許又								千二百五十円	千三百円
		二百円				三百円				
		九百五十円				四百五十円				

員審査手	技能検定	技能検定 員資格者 証交付手 数料	料	料	料	認 知 機 能 検 査 手 数	認 知 機 能 検 査 手 数	(略)	第一項の規定によ	
									申請をする場合を 除く。)	第一項の規定によ り免許証の更新の 申請をする場合を 除く。)
中型自動車免許又	大型自動車免許、 中型自動車免許又								千二百五十円	千二百五十円
		二百円				二百五十円				
		九百円				四百円				

数料

は準中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	千二百円	一万八千四百円
普通自動車免許に係る技能検定員審査	千二百円	一万八千四百円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千二百円	一万三千五百円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対する	三千五百円	一万八千三百五十円

数料

は準中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	千二百円	一万八千四百五十円
普通自動車免許に係る技能検定員審査	千二百円	一万八千四百五十円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千三百円	一万三千二百円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対する	三千五百円	一万八千二百円

教習指導員資格者 証交付手 数料	教習指導員審査手 数料	るもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）
二百円	大型自動車免許、 中型自動車免許又は 準中型自動車免許 に係る法第九十 九条の三第四項第 一号イの規定によ る審査（以下「教 習指導員審査」と いう。）	
九百五十円	普通自動車免許に 係る教習指導員審 査	
	特定第一種運転免 許に係る教習指導 員審査	
	千二百円	
	八千四百五十円	

教習指導員資格者 証交付手 数料	教習指導員審査手 数料	るもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）
二百円	大型自動車免許、 中型自動車免許又は 準中型自動車免 許に係る法第九十 九条の三第四項第 一号イの規定によ る審査（以下「教 習指導員審査」と いう。）	
九百円	普通自動車免許に 係る教習指導員審 査	
	特定第一種運転免 許に係る教習指導 員審査	
	千二百五十円	
	八千五百五十円	

料		講習手数料	国外運転 免許証交 付手数料	
法第百八条の二第 一項第一号に掲げ る講習	法第百八条の二第 一項第二号に掲げ る講習	講習一時間につい て四百五十円	九百円	大型自動車第二種 免許、中型自動車 第二種免許又は普 通自動車第二種免 許に係る教習指導 員審査で、これら の免許に対応する 第一種運転免許に 係る教習指導員資 格者証の交付を受 けている者に対す るもの（以下「大 型自動車第二種免 許等に係る教習指 導員審査」という 。）
講習一時間につい て三百円	講習一時間につい て千五百円	講習一時間につい て千五百円	千四百五十円	九千四百円

料		講習手数料	国外運転 免許証交 付手数料	
法第百八条の二第 一項第一号に掲げ る講習	法第百八条の二第 一項第二号に掲げ る講習	講習一時間につい て四百五十円	九百五十円	大型自動車第二種 免許、中型自動車 第二種免許又は普 通自動車第二種免 許に係る教習指導 員審査で、これら の免許に対応する 第一種運転免許に 係る教習指導員資 格者証の交付を受 けている者に対す るもの（以下「大 型自動車第二種免 許等に係る教習指 導員審査」という 。）
講習一時間につい て三百円	講習一時間につい て千五百円	講習一時間につい て千五百円	千四百五十円	九千三百五十円

法第百八条の二第 一項第三号に掲げ る講習	法第百八 条の二第 一項第四 号に掲げ る講習	大型自 動車免 許、中 型自 動車免 許に係 る講習 (準中 型自動 車免許 に係る 講習に あつて は、普 通自動 車免許 を受け	講習一時間につい て七百円	講習一時間につい て二千四百五十円
	講習一時間につい て二千円	講習一時間につい て二千円		

法第百八条の二第 一項第三号に掲げ る講習	法第百八 条の二第 一項第四 号に掲げ る講習	大型自 動車免 許、中 型自 動車免 許に係 る講習 (準中 型自動 車免許 に係る 講習に あつて は、普 通自動 車免許 を受け	講習一時間につい て七百円	講習一時間につい て二千円
	講習一時間につい て千四百円	講習一時間につい て二千円		

法 第 百 八 条 の 二 第	大 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	普 通 自 動 車 免 許	く。 の を 除 く。	す る も の を 除 く。	者 に 対 し て い る	を 受 け て い る	車 免 許 を 受 け て い る	通 自 動 車 免 許	習 (普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	免 許 に 係 る 講 習	自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	準 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	る。 の に 限 る。	者 に 対 し て い る
法 第 百 八 条 の 二 第	大 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	普 通 自 動 車 免 許	く。 の を 除 く。	す る も の を 除 く。	者 に 対 し て い る	を 受 け て い る	車 免 許 を 受 け て い る	通 自 動 車 免 許	習 (普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	免 許 に 係 る 講 習	自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	準 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	る。 の に 限 る。	者 に 対 し て い る
講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 八 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 四 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 四 百 五 十 円										講 習 一 時 間 に つ い て 千 八 百 五 十 円		
講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 五 十 円										講 習 一 時 間 に つ い て 千 六 百 五 十 円		

法 第 百 八 条 の 二 第	大 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	普 通 自 動 車 免 許	く。 の を 除 く。	す る も の を 除 く。	者 に 対 し て い る	を 受 け て い る	車 免 許 を 受 け て い る	通 自 動 車 免 許	習 (普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	免 許 に 係 る 講 習	自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	準 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	る。 の に 限 る。	者 に 対 し て い る
法 第 百 八 条 の 二 第	大 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	普 通 自 動 車 免 許	く。 の を 除 く。	す る も の を 除 く。	者 に 対 し て い る	を 受 け て い る	車 免 許 を 受 け て い る	通 自 動 車 免 許	習 (普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	免 許 に 係 る 講 習	自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	準 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 講 習	る。 の に 限 る。	者 に 対 し て い る
講 習 一 時 間 に つ い て 二 千 八 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 百 五 十 円										講 習 一 時 間 に つ い て 千 七 百 五 十 円		
講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 三 百 円										講 習 一 時 間 に つ い て 千 六 百 五 十 円		

号に掲げ	一項第十	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	一項第五			
										号に掲げ	に係る	講習	普通自
係る講	免許に	自動車	準中型	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	講習	普通自	動二輪	車免許
号に掲げ	一項第十	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	講習	普通自	動二輪	車免許
係る講	免許に	自動車	準中型	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	講習	普通自	動二輪	車免許
号に掲げ	一項第十	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	講習	普通自	動二輪	車免許
係る講	免許に	自動車	準中型	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	講習	普通自	動二輪	車免許

号に掲げ	一項第十	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	一項第五			
										号に掲げ	に係る	講習	普通自
係る講	免許に	自動車	準中型	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	講習	普通自	動二輪	車免許
号に掲げ	一項第十	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	講習	普通自	動二輪	車免許
係る講	免許に	自動車	準中型	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	講習	普通自	動二輪	車免許
号に掲げ	一項第十	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	法第百八	る講習	講習	普通自	動二輪	車免許
係る講	免許に	自動車	準中型	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	て六百円	講習一時間について	講習	普通自	動二輪	車免許

法第百八 条の二第 一項第十 二号に掲	法第九 十二条	講習 に係る	車免許 に係る	付自転 機	原動機 機	講習 に係る	車免許 に係る	動二輪 車	普通自 動車	講習 に係る	車免許 に係る	動二輪 車	大型自 動車	許に係 る講習	動車免 許に係 る講習	普通自 動車免 許に係 る講習	る講習

法第百八 条の二第 一項第十 二号に掲	法第九 十二条	講習 に係る	車免許 に係る	付自転 機	原動機 機	講習 に係る	車免許 に係る	動二輪 車	普通自 動車	講習 に係る	車免許 に係る	動二輪 車	大型自 動車	許に係 る講習	動車免 許に係 る講習	普通自 動車免 許に係 る講習	る講習

												げる講習												
一項の	の二第	十二条	法第九	講習	対する	転者に	一般運	定する	3に規	考一の	表の備	一項の	の二第	十二条	法第九	講習	対する	転者に	優良運	定する	2に規	考一の	表の備	
第二項の基準に該	る第三十三	条の七	六百元（国家公安												三百円									
の七第二項の基準	定める第三十三	条	七十五円（国家												五百円									

												げる講習												
一項の	の二第	十二条	法第九	講習	対する	転者に	一般運	定する	3に規	考一の	表の備	一項の	の二第	十二条	法第九	講習	対する	転者に	優良運	定する	2に規	考一の	表の備	
第二項の基準に該	る第三十三	条の七	六百元（国家公安												三百円									
の七第二項の基準	定める第三十三	条	七十五円（国家												五百円									

表の備	考一の	4に規	定する	違反運	転者等	に 対す	る講習	法第百八	条の二第	一項第十	二号に掲	げる講習	第一種	運転免	許又は	第二種	運転免	許を受	けてい	る者に	対する	講習(法第九	十七條
当しない者に対す	る講習にあつては	、三百円)						千六百五十円																
に該当しない者に	対する講習にあつ	ては、五百円)						三千四百五十円																

表の備	考一の	4に規	定する	違反運	転者等	に 対す	る講習	法第百八	条の二第	一項第十	二号に掲	げる講習	第一種	運転免	許又は	第二種	運転免	許を受	けてい	る者に	対する	講習(法第九	十七條
当しない者に対す	る講習にあつては	、三百円)						千六百五十円																
に該当しない者に	対する講習にあつ	ては、五百円)						三千円																

の二第 一項第 三号イ 、第百 一条の 四第二 項又は 第百一 条の七 第四項 の規定 により 認知機 能検査 の結果 に基づ いて行 うもの を除く 。	小型特 殊自動 車免許 以外の	該認知機能検査の 結果が認知症のお それがあることそ おそれがあること	千六百五十円（当 該認知機能検査の 結果が認知症のお それがあることそ おそれがあること	三千四百五十円（ 当該認知機能検査 の結果が認知症の おそれがあること
--	--------------------------	--	--	--

の二第 一項第 三号イ 、第百 一条の 四第二 項又は 第百一 条の七 第四項 の規定 により 認知機 能検査 の結果 に基づ いて行 うもの を除く 。	小型特 殊自動 車免許 以外の	該認知機能検査の 結果が認知症のお それがあることそ あることその他の	千六百五十円（当 該認知機能検査の 結果が認知症のお それがあることそ	三千円（当該認知 機能検査の結果が 認知症のおそれが あることその他の
--	--------------------------	--	--	--

第一種	他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準	五十円
第二種	府令で定める基準	百円
許又は	それがあることを示すものとして内閣府令で定める基準	
運転免許	に該当するものにあつては、千八百	
許を受	けてい	
る者に	対する	
講習（	法第九	
法第九	十七條	
十七條	の二第	
一項第	三號イ	
又は第	百一條	
の四第	二項の	
規定に	より認	
知機能	検査の	
結果に		

第一種	他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準	円
第二種	府令で定める基準	円
許又は	それがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、千九百	
運転免許	に該当するもの	
許を受	けてい	
る者に	対する	
講習（	法第九	
法第九	十七條	
十七條	の二第	
一項第	三號イ	
又は第	百一條	
の四第	二項の	
規定に	より認	
知機能	検査の	
結果に		

定によ	項の規	七第四	一条の	法第百	講習（	対する	る者に	けてい	許を受	運転免	第二種	許又は	運転免	第一種	以外の	車免許	殊自動	小型特	）	限る。	ものに	て行う	基づい
																		千四百円					
																			四千四百円				

定によ	項の規	七第四	一条の	法第百	講習（	対する	る者に	けてい	許を受	運転免	第二種	許又は	運転免	第一種	以外の	車免許	殊自動	小型特	）	限る。	ものに	て行う	基づい
																			千四百五十円				
																			四千二百円				

の四第	百一条	イ、第	第三号	第一項	条の二	九十七	(法第	る講習	に對す	いる者	受けて	のみを	車免許	殊自動	小型特	る。)	のに限	行うも	づいて	果に基	査の結	機能検	り認知
															五百五十円								
															千七百円								

の四第	百一条	イ、第	第三号	第一項	条の二	九十七	(法第	る講習	に對す	いる者	受けて	のみを	車免許	殊自動	小型特	る。)	のに限	行うも	づいて	果に基	査の結	機能検	り認知
															五百五十円								
															千四百五十円								

九十七	(法第	る講習	に對す	いる者	受けて	のみを	車免許	殊自動	小型特	く。	のを除	行うも	づいて	果に基	査の結	機能検	り認知	定によ	項の規	七第四	一条の	は第百	二項又
該當するものにあ	令で定める基準に	ものとして内閣府	があることを示す	下しているおそれ	他の認知機能が低	れがあることその	果が認知症のおそ	認知機能検査の結	五百五十円(当該														
當するものにあつ	で定める基準に該	のとして内閣府令	あることを示すも	しているおそれが	の認知機能が低下	があることその他	が認知症のおそれ	知機能検査の結果	千七百円(当該認														

九十七	(法第	る講習	に對す	いる者	受けて	のみを	車免許	殊自動	小型特	く。	のを除	行うも	づいて	果に基	査の結	機能検	り認知	定によ	項の規	七第四	一条の	は第百	二項又
該當するものにあ	令で定める基準に	ものとして内閣府	があることを示す	下しているおそれ	他の認知機能が低	れがあることその	果が認知症のおそ	認知機能検査の結	五百五十円(当該														
に該當するものに	府令で定める基準	すものとして内閣	れがあることを示	低下しているおそ	の他の認知機能が	それがあることそ	結果が認知症のお	該認知機能検査の	千四百五十円(当														

条の二 第一項 第三号 イ又は 第一百 条の四 第二項 の規定 により 認知機 能検査 の結果 に基づ いて行 うもの に限る)。	小型特 殊自動 車免許 のみを 受けて いる者 に対す	三百五十 円	つては、七百五十 円)
	二千円	ては、三千七百円	

条の二 第一項 第三号 イ又は 第一百 条の四 第二項 の規定 により 認知機 能検査 の結果 に基づ いて行 うもの に限る)。	小型特 殊自動 車免許 のみを 受けて いる者 に対す	四百円	つては、八百五十 円)
	二千円	あつては、三千四 百五十円)	

げる講習 法第百八条の二第 一項第十四号に掲	げる講習 法第百八条の二第 一項第十三号に掲	げる講習 法第百八条の二第 一項第十四号に掲	げる講習 法第百八条の二第 一項第十三号に掲	一 限る。 もの に て 行 う 基 づ い 結 果 に 検 査 の 知 機 能 よ り 認 規 定 に 四 項 の の 七 第 百 一 条 (法 第 百 一 条 の 七 第 四 項 の 規 定 に よ り 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の に 限 る。

げる講習 法第百八条の二第 一項第十四号に掲	げる講習 法第百八条の二第 一項第十三号に掲	げる講習 法第百八条の二第 一項第十四号に掲	げる講習 法第百八条の二第 一項第十三号に掲	一 限る。 もの に て 行 う 基 づ い 結 果 に 検 査 の 知 機 能 よ り 認 規 定 に 四 項 の の 七 第 百 一 条 (法 第 百 一 条 の 七 第 四 項 の 規 定 に よ り 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の に 限 る。

(略)

備考 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車運転の技能に係る技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	三百円	三千七百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	三千四百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	千二百円

(略)

備考 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車運転の技能に係る技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	三百五十円	三千六百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百五十円	三千四百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	百円	千二百円

内容となつて いる事 項	四 自動 車教習 所に関 する法 令につ いての 知識	五 技能 検定の 実施に 関する 知識	特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査		普通自動車免許に 係る技能検定員審 査	
			大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	普通自動車免許に 係る技能検定員審 査
特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	二千円	二千円	二千五百円	二千五百円
特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	二千円	二千円	千九百円	千九百円
特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	二千六百五十円	二千六百五十円		

内容となつて いる事 項	四 自動 車教習 所に関 する法 令につ いての 知識	五 技能 検定の 実施に 関する 知識	特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査		普通自動車免許に 係る技能検定員審 査	
			大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	普通自動車免許に 係る技能検定員審 査
特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	千九百五十円	千九百五十円	二千四百五十円	二千四百五十円
特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	二千円	二千円	千九百五十円	千九百五十円
特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	二千五百円	二千五百円		

備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千七百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額か	(略)	六 自動車の運転技能は準中型自動車免許の評価に係る技能検定方法に 関する 知識 係る技能検定員審査	許に係る技能検定員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又	千八百円
			(略)	普通自動車免許に 係る技能検定員審査	二千五十円
			(略)		

備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千二百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に	(略)	六 自動車の運転技能は準中型自動車免許の評価に係る技能検定方法に 関する 知識 係る技能検定員審査	許に係る技能検定員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又	千七百五十円
			(略)	普通自動車免許に 係る技能検定員審査	二千二百円
			(略)		

ら更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十
二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区	分	物件費及び施設費	人件費に対応する
------	---	---	----------	----------

定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十
二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区	分	物件費及び施設費	人件費に対応する
------	---	---	----------	----------

二 技能 教習に必要な 教習の 技能		一 教習 指導員 として 必要な 自動車 の運転 技能				
普通自動車免許に係る教習指導員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	大型自動車第二種 免許等に係る教習 指導員審査	特定第一種運転免 許に係る教習指導 員審査	普通自動車免許に 係る教習指導員審 査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査
	五十円	五十円	百五十円	五十円	百円	三百円
千三百円	千三百五十円	千三百五十円	四千百円	千二百円	三千四百五十円	三千七百円
						減ずる額
						額から減ずる額

二 技能 教習に必要な 教習の 技能		一 教習 指導員 として 必要な 自動車 の運転 技能				
普通自動車免許に係る教習指導員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	大型自動車第二種 免許等に係る教習 指導員審査	特定第一種運転免 許に係る教習指導 員審査	普通自動車免許に 係る教習指導員審 査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査
	五十円	五十円	二百円	百円	百五十円	三百五十円
千二百五十円	千三百円	千三百円	四千五十円	千二百円	三千四百五十円	三千六百五十円
						減ずる額
						額から減ずる額

なつて 内容と 教則の 定する 項に規 八第四 の二十 は準中 型自動 車免許 又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	(略)	四 法第 百八条 中型自 動車免 許又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	特定第一種運転免 許に係る教習指導 員審査	普通自動車免許に 係る教習指導員審 査	技能 教習の 必要な は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	三 学科 大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	特定第一種運転免 許に係る教習指導 員審査	五十円	千三百円
								(略)	(略)	(略)
なつて 内容と 教則の 定する 項に規 八第四 の二十 は準中 型自動 車免許 又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	(略)	四 法第 百八条 中型自 動車免 許又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	千六百円	千二百五十円	千二百五十円	千三百円	(略)	(略)	(略)	千三百円

なつて 内容と 教則の 定する 項に規 八第四 の二十 は準中 型自動 車免許 又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	(略)	四 法第 百八条 中型自 動車免 許又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	特定第一種運転免 許に係る教習指導 員審査	普通自動車免許に 係る教習指導員審 査	技能 教習の 必要な は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	三 学科 大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	特定第一種運転免 許に係る教習指導 員審査	五十円	千二百五十円
								(略)	(略)	(略)
なつて 内容と 教則の 定する 項に規 八第四 の二十 は準中 型自動 車免許 又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	(略)	四 法第 百八条 中型自 動車免 許又 は準中 型自動 車免 許に係 る教習 指導 員審査	千五百五十円	千二百五十円	千二百五十円	千二百五十円	(略)	(略)	(略)	千二百五十円

(略)	の知識	ついて	教育に	必要な	として	六 教習 指導員	知識	いての	令につ	する法	所に関	車教習	五 自動	識	する知	転に関	車の運	他自動	項その	いる事
													車教習							
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	(略)	員審査	許に係る教習指導	は準中型自動車免	中型自動車免許又	(略)	(略)	員審査	許に係る教習指導	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、							
	千二百五十円	(略)				千五百円		(略)					千六百円							

(略)	の知識	ついて	教育に	必要な	として	六 教習 指導員	知識	いての	令につ	する法	所に関	車教習	五 自動	識	する知	転に関	車の運	他自動	項その	いる事
													車教習							
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	(略)	員審査	許に係る教習指導	は準中型自動車免	中型自動車免許又	(略)	(略)	員審査	許に係る教習指導	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、							
	千二百円	(略)				千四百円		(略)					千五百五十円							

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千六百五十円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千三百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千九百円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査

査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員
審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習
指導員審査については百五十円を減ずるものとする。

査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導
員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指
導員審査については百円を減ずるものとする。